二　**○外務省、財務省、国土交通省**　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件　二一　特29　一

二九七　**○財務省**　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　六　二

二九八　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　六　二

二九九―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　242　八

三〇七―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　242　八

三一〇―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　六　一五　二

三一四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　八

三一五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　八

三一六　三一七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　四

三一八　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二八　四

三一九　指定保税地域を指定する件　三〇　二

三二〇　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの輸入数量を告示する件　三〇　三

三二一　平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　三

三二二　平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　三

三二三　平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　三

三二四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　258　一六

一八　**○財務省、農林水産省**　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　四

一〇　**○財務省、経済産業省、農林水産省**　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　六　二

一五　**○国税庁**　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　一　二

一六　個人情報の保護に関する法律に基づき財務大臣から国税庁長官に委任された権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件　二七　六

一七三　**○文部科学省**　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二〇　250　二九

一七四　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件　二二　三

一七五　文部科学省の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の一部について委任する件の一部を改正する件　二七　六

一七六　重要文化財に文化財を追加して国宝に指定する件　二八　256　三五

一七七　文化財を重要文化財に指定する件　二八　256　三五

一七八　重要文化財に文化財を追加して指定する件　二八　256　三八

一七九　伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件　二八　256　四一